

財務省告示第四百七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成十八年十月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十月二十七日

財務大臣 尾身 幸次

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第四回）
二	発行の根拠法律及びその条項	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で八千五百八十四億千四百万円
五	最低額面金額	うち、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する個人向け国債については、額面金額で千五百七十六億四千六百八十万円、国債整理基金特別会計法第五条ノ二の規定に基づき発行する個人向け国債については、額面金額で七千七億六千七百二十万円
六	振替単位	一万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額

七 発行日
八 発行価格
九 利率
十 経過利子の
十一 払込み

額の整数倍の金額によるものとする。

平成十八年十月十六日
額面金額百円につき百円

年一・一三パーセント
(一) 各取扱機関は、払込金額に

加え、次の算式により算出した金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{1.13}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十一 初期利子

平成十九年四月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{1.13}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 第二期以後の利子

十三 償還期限

十四 償還金額

十五 払込期日

十六 払込場所

十七 中途換金の取扱い

十八 中途換金の特例

毎年十月十五日及び四月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十三年十月十五日
 平成十八年十月十六日
 日本銀行の本店又は支店
 中途換金の買取りは、平成二十年十月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者が、死亡したとき、又はその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含む、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二年第十九条第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかつたとき、又は当該個人向け国債を有する者が、平成二十年

十月十五日以前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十年四月十五日から平成二十年十月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (三回分の利子に相当する金額の合計額 + 経過利子に相当する金額)

(二) 平成十九年十月十五日から平成二十年四月十五日前までの場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (二回分の利子に相当する金額の合計額 + 経過利子に相当する金額)

(三) 平成十九年四月十五日から平成十九年十月十五日前までの場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (一回分の利子に相当する金額 + 経過利子に相当する金額)

(四) 平成十九年四月十五日前の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額

十九

元利金支
払場所

日本銀行